これから開設を予定している
医療機関・薬局の皆様へ

別添

令和4年４月

オンライン資格確認導入で できること

受付業務が便利に！

■ 健康保険証の情報で即座に資格確認

レセプトコンピュータ上で**患者の健康保険証の保険者番号・被保険者証記号・番号・生年月日の情報**を入力することで、即座に資格の有効性が確認でき、患者情報取得できます。（レセプトコンピュータの改修についてはシステムベンダーにご相談ください。）
また、取得した資格情報・患者情報で、そのまま患者登録できます。

データに基づいた診療が可能に！

患者の持参したマイナンバーカードでの同意のもと、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができるようになり、より多くの情報を元にした診療や服薬指導を行うことができます。

■ 薬剤情報の閲覧

レセプト（医科・歯科・調剤・DPC）から抽出し、**3年間分(※)の薬剤情報が閲覧可能です**。
※令和3年9月診療分から対象です。

■ 特定健診等情報の閲覧

特定健診等情報の閲覧では、**令和２年度分から順次登録された５年間分の情報が閲覧可能**です。

診療報酬・調剤報酬で加算されます！
導入時には補助金も！

- オンライン資格確認を導入することで診療報酬・調剤報酬が加算されます。詳細は医療機関等向けポータルサイト（裏面参照）等をご参照ください。
- 補助金の交付を受けるには**令和5年3月31日まで**に補助対象事業を完了させ、**令和5年6月30日まで**に申請をお願いいたします。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

これからオンライン資格確認の導入を検討される方へ

■ まずは、顔認証付きカードリーダーをお申し込みください！

これからオンライン資格確認を導入される方は、「医療機関等向けポータルサイト」へのアカウント登録を行い、同サイトより**ご希望の顔認証付きカードリーダーをお申し込みください**。

？ どの製品を選べばよいかお悩みの際は、レセプトコンピュータの導入等でお取引のあるシステム業者にご相談ください。

顔認証付きカードリーダーの機種・概要はこちらから

■ 導入に向けた準備は「準備作業の手引き」をご参照ください

オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き

顔認証付きカードリーダーを申し込んだ後は、**システム業者へのご連絡や各種申請手続きが必要となります**。
詳しくは「準備作業の手引き」をご確認いただき、手順に沿って導入準備を行ってください。
（左の二次元バーコードよりアクセスいただけます）

■ 運用開始の準備ができたら、「運用開始日」の登録を行ってください！

オンライン資格確認導入に関する手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- **顔認証付きカードリーダー申込**
- **オンライン資格確認利用申請**
- **補助金申請**
- **『準備作業の手引き』等ダウンロード**

AIチャットボットの「シカク」です。24時間いつでも疑問に答えます！

AIチャットボット「シカクくん」

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いずれも祝日を除く） 土 8：00～16：00

医療機関ポータル 検索